

厚生委員会記録

[第3日目]

1 日 時 平成30年3月22日（木曜日）

開 会 午前 9時56分

閉 会 午後 0時31分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 堀 江 かず代

副委員長 舎 川 智 也

委 員 久 保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 木 下 章 広

// 江 西 照 康

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民病院】

病院事業管理者	泉 良平
院長	石田 陽一
看護部長	神保 浩子
事務局長	竹内 潤
事務局次長	古澤 富美男
参事（経営管理課長）	高田 英俊
医事課長	横山 浩二
経営管理課主幹（調整担当）	長森 貴弘

【環境部】

環境部長	伊藤 曜一
環境部次長	平垣 伸明
環境部理事（環境センター所長）	牧 修司
参事（環境保全課長）	矢後 豊
参事（環境センター次長、管理課長）	伊東 繁
環境政策課長	杉谷 要
環境センター業務課長	高土 春樹
環境政策課主幹（調整担当）	中島 志津子

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主任	桂川 卓也

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開きます。
まず、3月19日の当委員会で、委員の質問に当局側から後日回答としておりました事項については、お手元に配付のとおりでありますので御確認ください。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、市民病院所管分の議案の審査を行います。
議案第21号 平成30年度富山市病院事業会計予算
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

久保委員 議会の中でも、今後市民病院の建てかえについていろいろな検討をしていかなければなら

ないというような話もようやく出てきた中で、当然、手術部門の整備事業など並行してやらなければいけない部分もあるのですが、今整備することによって将来建てかえをした際に、例えば補助金を返金しなければならないというような足かせになる可能性があるのではないかと心配しています。将来を見据えた上でこういった整備・導入を考えられたのか教えてください。

病院事業管理者 久保委員には以前から建てかえについてのお話をいただいております。早急に建てかえの議論に入っていくべきというのが私たちの本当の思いでございますが、なかなかそうならないというのが現状であります。それは1つには少子化、高齢化という中で、医療の中身が変わってきているということがありますし、また地域医療計画で病床の削減が当然求められているということがあります。御存じのように富山医療圏には県立中央病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、富山市民病院、富山大学付属病院がございますので、実際にどの程度の医療が必要なのかということについても、その役割を分担していかなければなりません。今と同じような形での医療の提供というのはまず無理だと思います。手術室の整

備が負担にならないのかということは十分に考えましたけれども、現状のままではとてもとても対応できませんので、その費用についてはできるだけ節約をしたいと考えています。今導入する予定はございませんけれども、例えばダヴィンチという手術支援ロボット等々の機械もだんだんとよくなってきています。これを導入しないことには低侵襲治療も行えませんが、現状の手術室では非常に狭くて全く対応できないという意味においてもぜひ御理解をいただきたいと思います。おっしゃるとおり、さまざまなことについてもっと十分に考えていかないといけません。例えば70歳、80歳の方でも肺がんの手術をすることが可能になってきているほど医学は進歩しておりますし、同時に高齢化も進んでいます。おっしゃることは十分に理解しておりますけれども、現状のままではとてもとても立ち行かなくなっていますので、費用については十分に勘案の上で事業を進めてまいりたいと思います。

村石委員

議案説明資料7ページの医療情報システム等整備事業について、多くの医師や看護師が使う電子カルテシステムを更新するということですが、医師や看護師の業務が多いことから、

他の業種の者がかわってできる仕事はできるようにしましょうということも言われています。そのようなことも考慮したシステムになるのでしょうか。

院長

現状の電子カルテシステムでも、医師事務補助作業者とされる方が既に入力を行っております。また、参照に関しては、診療情報をつかさどっている職員も見ることができるようになっております。ただ、現在のシステムは非常に古いものですから、入力にも参照にも時間がかかりますので、システムの更新は時間短縮と入力の負荷の低減を図ることを主目的にしております。現状でも医師、看護師以外の職種も十分に入力作業をしておりますので、御指摘の点は大丈夫かなと思っております。

村石委員

働き方改革というようなことで、医師や看護師の超過勤務が多いことやその実態がなかなか把握されていないということなど、いろいろなことが課題となっています。電子カルテを操作するときにはパスワードを入力することになるので、ある意味では時間外勤務の状況を調べるためにこのシステムを使うことはできないのでしょうか。

院長 他の医療機関の話を聞いておきますと、システムのログイン、ログアウトタイムをもって就業時間としているところもあるようですが、当院では医師に関してはPHSの受渡し時間を就業時間としておりまして、そのほうが実際的ではないかというふうに考えております。また、看護師については超過勤務命令簿を使って一超過勤務については指示を受けて行うものですから、そういう形での業務管理をしております。

村石委員 今院長からお話がありましたけれども、このシステムの稼働状況を時間外勤務にそのまま当てはめるといっても、参考までに時々そういうものを出して、実際の時間外勤務の命令簿と比べてどうなっているかということを検証していただけないかなと思います。次の質問に入ります。システムを構築するときには、いろいろな情報を職員がみずから入力しなければ富山市民病院用のものがないと思います。そうすると、多くのスタッフの時間外勤務が増えると考えられるのですが、どうでしょうか。

院長 御指摘のとおり、マスタの管理というのは非常に時間のかかる作業になっております。今

回入れる電子カルテシステムはパッケージシステムですので、必要があればそのまま使うことも可能なものが入っております。当院独自のコード等のつけかえ作業は必要ですけれども、相手方が決まっていればそれを変換するだけの作業になりますので、一から構築するのに比べると負荷は低減されるのではないかと考えています。

病院事業管理者 労働時間の時間外勤務の確認ということについては、労働基準監督署が入っているいろいろな病院の事例を見ますと、やはり明確な労働時間を確認できる手段が示されていないことがあるようです。結果として、それにより電子カルテシステムのログイン、ログアウトの時間を見ているだけであって、電子カルテシステムそのものが時間外勤務の時間をチェックするものでは決してないことから、別途そういうものについてはこれからまた考えていかないといけないと思います。先ほど申し上げたように医師についてはPHSの受け渡しの時間というふうにしていますので、それについてはこれからまた検討していかなければならないと思っております。

木下委員 議案説明資料2ページの収益的収入の患者数

・診療単価について、1日平均入院患者数と外来患者数が前年度より若干減るという予測を立てておられるのですが、前年度より小さく見積もったのはなぜなのか、考えをお聞かせください。

院長

前年度はこのような数字で予算を見積もったのですけれども、実際に運用している現状としてはかなり厳しい状況が続いております。その中で実際的な数字として現状は維持するために、その分を単価の上昇で補うというようにしております。外来の方なのでありますけれども、我々のような500床以上の地域医療支援病院については専門外来制と、それから紹介患者さんをしっかり診なさいということで、どうしても延べ患者数を減らして紹介患者さんや急患をしっかりと受けていくという流れになりますのでこのような計画を立てたということであります。

木下委員

次に、議案説明資料7ページの医療情報システム等整備事業について、事業費が8億8,000万円—内訳は委託費が7億円、ハードウェアの整備費が1億8,000万円—と書いてあります。委託費とハードウェア費に関してこういったものに充てると記載してある

のですけれども、かなり大きなお金が動くと思いました。委託費とハードウェア費に関して具体的にどういったところにどれだけのお金を充てるのか、内訳などを簡単に説明していただけますか。

事務局次長 これは予算の金額でございます。プロポーザルはすでに一部で実施したところでございますが、特にハードウェア等については今後、主に入札等を行いますので金額が変わる部分はあるかと思えます。今の段階ではざっくりとしたお話になって申し訳ありませんが、まず7億円の内訳といたしましては、システムの本体部分になります。いわゆるパッケージと呼ばれるシステムのソフト代、アプリケーション代というものと実際にかかる作業費一俗に人夫賃になります。今は作業費のほうがむしろ大きいので、先ほど言いましたように実際に入札の結果でまた変わるかと思うのですが、7億円のうち大体4億円くらいはいわゆる人件費というか作業費に当たります。残りの3億円の部分がいわゆるアプリケーション代、ソフト代です。あとは委託費ですが、どうしてもシステムの根幹にあるサーバー類は切って離せませんので、そういったものの部分になります。大きく言えばそういった内

訳になるかと思えます。ハードウェア費につきましては、いわゆるクライアントと呼ばれる端末のパソコンやプリンタ、また、病院ですのでスキャナやレントゲンの状況などを見る高精細のモニタ等がございます。この1億8,000万円のうち大体1億3,000万円から1億4,000万円くらいは実際の物のお金になります。これらにつきましても当然配置して調整する費用がかかりますので、残りの4,000万円から5,000万円くらいはそれらの作業費というような形になるというのが大まかな内訳になります。ただ、繰り返し申し上げますが、このあたりは入札等で金額が変わりますので、そういった状況がある程度確定すればまた御報告させていただく機会もあるかと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

木下委員

合わせてお聞きするのですけれども、こういった電子化はさまざまな面で便利になって情報が共有しやすくなる一方で、インターネットもそうなのですが、サイバーセキュリティといえますか、情報の漏えいやサイバー攻撃等に対する防御というものも高めていかなければならないと思えます。このシステム整備事業ではそういったサイバーセキュリティ能

力を高めるような計画になっておられるのでしょうか。

事務局次長 今回、パッケージ型の電子カルテシステムを導入する1つの目的といたしましては、おっしゃるとおりセキュリティを強化するという意味合いもございます。この点につきましては、厚生労働省でこういった医療系の情報システムに関するセキュリティに特化したガイドラインが既に示されておりまして、今回はそのガイドラインに準拠したパッケージシステムを導入することとしております。おっしゃるとおり、インターネット—実際には電子カルテシステムそのものは直接インターネットにつながるような形式はとっておりませんが、地域連携などで当然そういったデータのやりとりをすることもございます。今申しましたように、国のガイドライン—これはかなり厳しいものですが、これに準拠したものを導入いたしますので、その点については安心していただけるのかなというふうに考えております。

松井委員 議案説明資料2ページの収益的収支及び支出のところに関連しているのですが、先ほど院長が入院患者数や外来患者数のことに

触れられていましたが、やはり紹介患者を増やすためにも、支出のほうに書いてある医療スタッフの研修の充実ということが一番大きな要素になると思います。ここに書いてある充実に対してどういった取組みをされるのか教えてください。

院長

医師に関しましては、専門医をしっかり採って、施設基準も満たすということが必要になってまいります。また看護師におきましては、認定看護師など特定行為ができる看護師を養成することが今後の課題になっています。当院は教育病院としての役割も担っていることから、初期臨床研修医の教育もしていかなければならないと思っております。現在はちょっと苦しいところではあるのですが、平成31年度の募集分に関してはかなり手を入れております。1つには、富山県内だけの研修ではなくて、当院と岩手県あるいは沖縄県の病院との間で協定を結びまして短期的に研修ができる仕組みを今構築しております。また、現在進めておりましてほぼできると思うのですが、千葉北総病院での救急救命の研修—コード・ブルーで有名なドクターヘリの研修—ができるような仕組みを今進めているところです。我々の初期臨床研修につきまし

ては、医師としての基本的なところは十分に教育をしているつもりですが、やはり今の若い先生たちが希望されるようないろいろなところでの研修ができる仕組みや大学へ戻りたいと思っておられる方が当院と大学とで切れ目なく研修ができるような体制づくりも進めておりますので、次回のマッチングに対しては十分に手を入れているところです。

鋪田委員

2点お尋ねしたいことがあります。今ほど各委員からも質問があったところではありますが、議案説明資料1ページに予算についての記載があります。木下委員から御指摘のあった項目でございますが、入院収益と外来収益については昨年度とは違う傾向で予算が組まれています。当然先ほど病院事業管理者がおっしゃったように医療環境の変化や診療報酬の改定など、想像がつかないような変化がこれからどんどんあると思います。こういった予算や病院事業収益の変化の中から、病院が今後どのようにあるべきなのか、この予算案からどのように受け取ればいいのか、概念的な質問ですがお答えいただければありがたいと思います。

病院事業管理者

幾つかの要素があって、例えば在宅医療です

と在宅でのみとりということが今進められてきております。従前ですと、救急車で運び込まれることから救急病院としての役割がありましたけれども、今はアドバンス・ケア・プランニング—終活という言葉があるのですけれども、自分の終末期についての意識が変わりつつあるということがあります。また、在宅医療が変わりつつあるということで、医療の最終的な形が変わってくるということがこれからどんどん進むのではないかとということもあります。それは逆にいうと、そういう方を病院で引き受けないという意味ではなく、引き受けいたしますけれども、そうではなくて在宅で、最期までお住みになって終わるという方がこれから増えてくるでしょうし、ある意味では医療の形が本当に変わってきているということになります。高齢化が進みますのでどうしても療養型医療施設などに行かれる方も増えますし、今度の診療報酬改定でいいますと、本当に重症の患者さんだけを高度急性期病院で診なさいということになります。これまでもそういう形で地域完結型の医療をやってきたのですが、それをもっと進めるといふ方向にいきますので、そういうことから入院患者数も減らしました。外来については先ほど院長が申し上げましたように専門的な

医療をやっていくということになります。見ていただくとなぜこんなにシュリンクしていくのかという話になるかと思いますが、医療全体、急性期病院そのものが変わりつつあるため、ではどうすればよいかということになると、先ほど御指摘がありましたけれども、結果的には専門的な医療を提供する能力を持っているスタッフを増やして地域連携の技術을上げて、電子カルテにより情報を交換していくなど、多面的に取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。人口減少時代と言われますけれども、今後10年から20年間は高齢者が増えていくことは間違いありませんので、医療需要は増えるというふうに思います。しかし、申し上げたように医療の中身が変わりつつあるということですので、急性期病院としての役割を果たしていくときに、逆にこういう形になっていく可能性があるということで今回は予算を組ませていただきました。そうでないということが決算で出てくるかもしれませんが、我々は患者さんをぜひたくさん紹介いただいて、救急患者さんもしっかり診るということをやっていくしか方法はありません。その一方でやはり現時点での診療報酬というものはもう決められていまして、我々が自分で勝手に意図できま

せんので、そういうような努力を進めていかなければならないと思います。医療の中身はどんどん変わっているということを我々自身も理解して取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

鋪田委員

そのことを踏まえての予算や新年度の事業の取組みだということは非常によくわかりましたし、そのことを我々も理解しながら議論していければいいのかなと思います。

次に、細かい話になりますが、議案説明資料2ページに地域の医療機関との連携強化等と書いてあります。これは医療だけではなく介護なども含めての連携ということがあるのだろうなというふうに思っております。私の母親が脳梗塞で市民病院にたまたまお世話になった際には、地域の医療機関へうまく橋渡しをしていただいて、医師の方から、また1階にある相談窓口でも入院直後と退院直前にいろいろな情報提供をしていただきました。そのときに感心したのは、転院先の施設についての情報をたくさんお持ちで一個人情報もありますので詳しいことまではお伝えいただけませんでしたでしたが、この病院は最近こういうリハビリ施設が充実しているので御安心いただけますとか、転院された方は非常に満足して

おられましたよというような情報をいただけるようになっていました。連携強化の取組みについて、新年度に何か考えておられるところがあれば、もう少し具体的にお答えいただければと思います。

院長

新年度につきましては、現在当院の患者さんの住所を分析しております。やはり富山南地区や婦中地域あたりが多くなっております。ただ交通機関の関係もあることから、立山町など富山市以外の地域からもかなりの患者さんが来ておられることがはっきりしてきております。したがって、そちらの医療機関や介護施設などへの働きかけも今後はしていかなければいけないと思います。富山南地区につきましては、現在地域医療部が医療機関を訪問して、当院ができることや相手側のニーズが何であるのかをつかみまして、必要な支援や共有ができることをお伝えしています。また、当院は以前から介護系との連携が非常に強くなっておりまして、老人保健施設であるとか、いろいろなところからの患者さんを引き受けています。勉強会には老人保健施設の先生方も多く参加しておられまして、これからは医療だけではなく介護を含めたところとも連携をしていこうと考えております。その

中で、特に直営であるまちなか診療所が持っている在宅医療の機能とさらに密接に関連させて一患者さんの受入れや、介護病床がございまして在宅医の先生に主治医・副主治医として入っていただいて退院に目掛けて患者さんの状態を共有した上で、安心して在宅へ戻っていただけるように、我々の持っている病院の全ての機能を強化していこうと考えております。

鋪田委員

役所的な連携というと、庁内横断で会議を開くということがよく聞かれるのですがけれども、実際に市民病院のスタッフの方が連携する病院や医療機関に出向かれたり、逆に県のリハビリ病院の方からも来られるなど、相互の人のやりとりがあったり、患者さんたちが具体的にイメージしやすいアドバイスをいただけるということなどから、それがうまく機能していると思えました。これからも、イメージがしやすい、そして人がきちんと動いて患者さんや家族に本当の生の情報が提供できるようなところがあるといいなと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第21号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第21号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、市民病院所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
平成30年4月市民病院組織の一部改正（案）について
当局から報告を求めます。

事務局次長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま

せんか。

鋪田委員 薬剤部については、薬剤師などの役目が変わってきているため、人材の確保などを含めていろいろと考えていかなければならないということは以前からお聞きしておりました。組織を再編することで人材の確保ができるのかどうかを、課題等も含めてお聞かせいただけますか。

院長 係名の変更につきましては実際の業務量が変わってきたということを念頭に置いております。現在の係の名前だとどうしても業務の偏りがあります。現在の薬剤師の大きな業務は患者さんの指導や医療の安全に資するところになっております。特にがん化学療法につきましては、安心・安全が非常に大事なところでもありますので、ここを明確にするとともに、病棟での薬剤師さんの業務が円滑にできて、なおかつ業務量が過度にならないように、できるだけ時間内に終われるような勤務の配慮をした結果、このようなものになったと御理解いただければと思います。

鋪田委員 院長からは勤務のお話も出てきましたが、こういったことをはっきりすることで、例えば

人材確保の面でもいい方向に働くというように考えてよいのでしょうか。

院長 市民病院へ行くということができるということは、薬剤師さんが当院を選んでくれる大きなポイントになっております。その中で当院に来ればがんに関することができるということは、目指していただける1つの要素になっていると思います。

委員長 ほかに質問はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、市民病院所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員 設備をいろいろと充実させながら医療の質や技術を上げていこう、医療環境もよくしていこうというところは大変読み取れます。先ほど教育病院としての役割もあるというようなお話も一部あったのですが、やはり市民や患者さんから選ばれる病院になるには、患者さんやその御家族に対しての接し方などのスキ

ルも当然必要なのではないかなと思います。その中で知人等から、患者の家族や病院内を歩いている人との日常的なやりとりにおいて多分に市民病院に問題があるのではないかとというような、苦情にも似たような声を聞くことがあります。一般の企業でしたら入ったときだけではなく、定期的に研修をしながらこういった言葉遣いをしたらよいのか、お客さんにはどう接するべきなのかというような研修もされていると思いますが、市民病院ではそういった研修というのは何かされているのか教えてください。

院長

当院には接遇の委員会がございまして、いろいろな活動をしております。その中には患者さんの満足度調査やビジネスマナー的なものもありますし、あるいはクレームに対応する能力など、いろいろな能力を養っております。当院の接遇に関しては大きなレベルでは非常に評価を受けているところですが、細かいビジネスマナーについては見直さなければいけないということは、実は患者さんからの御意見箱の中からも多々見受けられますので取り組んでいるところです。これからさらに強化していきたいと思っております。

久保委員 患者さんの御家族が将来の患者になる可能性もありますし、あの病院に行って大変親切にされたとか丁寧に対応していただいたという印象は、医療だけではなくて、そのほかの部分も大変大きいと思います。皆さんのような上の方が医療の質ばかりを見ているように見受けられると、看護師等はそういう姿を見ながらまずは技術向上だけを目指していくと思いますので、そうではなくて市民から愛される病院になるように、ぜひともそういった部分の強化をしていただきたいと思います。今ほど対応をしていくというお言葉を伺いましたので大変期待をしております。その点でもよろしく願いいたします。

村石委員 久保委員の質問に関連して看護部長さんにお尋ねします。看護師の仕事は感情労働と言われています。医療事故を起こさないように、そして患者さんや家族に接するときの心構えなど、ものすごく神経や感情を使う仕事であり、看護師は本当にストレスがたまっているというようなこともあるのですが、看護師は実際にどのようなことを考えて仕事をしておられるのかお聞かせください。

看護部長 おっしゃるとおり看護師の仕事は感情労働と

いうふうに言われております。看護師は患者さんと24時間365日、ベッドサイドで接しています。患者さん、あるいは一久保委員も今おっしゃいましたけれども、家族を含めて病院を利用している方を看護の対象というふうに考えております。その方たちと切れ目なく接していますので、時には感情的に本当にすり減ってしまうということもございます。今、疾病構造や患者さんの質が変わってくるという話がありますけれども、高齢化も進んでまいります。急性期病院であれば、手術を受けに来られた患者さんであっても既存疾患として3つ以上を経験して一例えば糖尿病や高血圧などの基礎疾患を持った患者さんが、今はどんどんと増えてきています。つまり対象が複雑化していて、かなり専門的な知識、判断を求められる領域だと思っております。そして高齢化が進みますと、一概に数字では出ていませんけれども、従来は1回の説明で済んでいたところも3回以上の説明が必要になります。一般的な看護のケアに提供する時間も今までの時間にプラス10分から30分が必要になってくると思っております。片や働き方改革で時間内に仕事が終わるようにということも求められる中で、実は看護師も非常に疲れているところがあります。看護部は、

患者さんの満足度はもちろん大事なのですが、患者さんが満足できる看護を提供するにはまず職員の満足度が大事だと思っております、ことしは職員の満足度を重点に注力をしていくところであります。看護師の満足度調査では50%は超えてはいますが、反対にいうと半分の方がまだ満足できていない状態です。その要因の一つはやはり夜勤が多いということがあります。また、超過勤務や時間外の必須研修など、そういうものへの対応をこれから考えていかなければならないかなと思っております。いろいろな育児支援なども行っておりますけれども、育児支援をしている側一通常三交代勤務をしている職員の満足度も高めていく必要があると思います。日勤から深夜勤務までの時間が短く、少しでも体を休めていただくとうと、夜勤に入る時間を早めにするように年休で1時間早く勤務を終えたり、あるいは、夜勤ばかりをしていただく夜勤専従一そのメリットは日中の時間が空くことやパターンを決めやすいということがあります。そういった方法を選んでいただくことで本人にも他のスタッフにもメリットがあるような多様な働き方というものを考えているところです。職員の満足度も大事なことだと思しますので、これを高めていくことが看護部とし

での目標です。

委員長 ほかに質問はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、市民病院所管分を終了いたします。
市民病院の皆さんは、退室願います。
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔市民病院退室／環境部入室〕

委員長 これより、環境部所管分の議案の審査を行います。
議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第4款衛生費中、環境部所管分
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境部次長 〔議案第1号中

環境部所管分の概要について、
議案説明資料により説明]

環境政策課長

〔議案第1号中

チームとやまし推進事業費について、
太陽光発電システム導入補助事業費について、
省エネ設備等導入補助事業費について、
木質バイオマス利用計画策定事業費について、
環境未来都市推進事業費について、
富山型農村低炭素化モデル事業費について、
エゴマ6次産業化推進事業費について、
SDGs推進事業費について、
タバナン県小水力発電展開事業費について、
タバナン県精米機展開支援事業費について、
タバナン県廃棄物処理展開支援事業費につい
て、
イスカンダル地域国際展開事業費について、
インドネシア・ブンクル州小水力展開事業費
について、
議案説明資料により説明]

環境保全課長

〔議案第1号中

富山市斎場再整備事業費について、
カラス対策事業費について、
山小屋トイレ整備・改良事業費について、
議案説明資料により説明]

環境センター管理課長 〔議案第1号中
廃棄物分別回収推進事業費について、
議案説明資料により説明〕

環境センター業務課長 〔議案第1号中
ごみ集積場環境整備事業費について、
塵芥収集車両維持管理事業費・塵芥収集車両
更新事業費について、
議案説明資料により説明〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料15ページの富山市斎場再整備
事業費について、関連することも含めて質問
をしたいと思います。斎場の再整備につい
ては平成28年12月定例会において、富山市
の4つの斎場のPFI導入可能性調査業務委
託費を予算化されました。この可能性調査の
結果は公表されているのでしょうか。

環境保全課長 インターネット等での公表は行っておりませ
ん。

村石委員 厚生委員会にも報告されていないと思うのですが、どうですか。

環境保全課長 平成28年度に補正予算をいただきまして、平成29年度にこの可能性調査を実施しておりますが、完成検査はまだ終わっておりません。結果につきましては厚生委員会にもまだ御報告していません。

村石委員 富山市PPP／PFI手法導入優先的検討規程の中にある評価結果の公表という項目では、詳細な検討の結果を公表—従来型手法と採用候補となるPPP／PFI手法において比較したものを公表するものとされています。どうして公表されないのか環境部長にお伺いします。

環境部長 PFI導入可能性調査そのものの結果ということについては、環境保全課長が申し上げたことになるかと思っております。この可能性調査の結果—4つの斎場のあり方や富山市斎場の建てかえなどの方針が示されたということ等々については、PFI事業で実施しますというような事柄を昨年12月の厚生委員会でお示ししておりますし、市民の皆様にはパブリックコメントという形でお示しをしてい

るということでございます。私どもといたしましては、この可能性調査の直接の結果ということではないかもしれませんが、この可能性調査の結果を受けたいろいろな決まり事等々については議員や市民の皆様にもお示しをしているという解釈をしております。

村石委員 今ほどの環境部長の答弁とこの規程に書いてあることでは齟齬があるのですけれども、どのようにお考えですか。

環境部長 P F I 導入可能性調査につきましては平成28年12月に委託費ということで、確かに環境部で予算の計上をしております。富山市のP F I手法は斎場のみならずいろいろございまして、それにつきましては企画管理部のほうが所管しておりますけれども、その中で公表されているかどうか、すみませんが私は資料を持ち合わせておりませんが、環境部としての斎場のこの可能性調査の結果ということであるとするならば、その規程等々に書いてあることとは若干異なった対応になっているかもしれません。

村石委員 言っていることの意味はわかりましたけれども、規程どおりではありません。また、進め

方についてですが、富山市斎場再整備事業費には具体的なことがいろいろと書いてありますけれども、その一方で報告事項として基本構想や基本計画なども一緒に出ていることは丁寧な議論ではないと思います。例えば栃木市の斎場再整備の動き方を見てみると、基本構想が平成25年3月にあって、再整備の基本計画が決定したのは平成26年6月です。その基本計画を実施していく上で、平成29年8月に栃木市斎場再整備事業に関わるPFI導入可能性調査をして、PFIを導入するという結論になったのです。丁寧な議論、丁寧な報告、それら全てがもちろん市民の皆さんに公開されています。富山市はなぜこのようになっていないのですか。

環境部長

村石委員のお言葉をかりれば、予算と基本計画の順番が少し逆ではないかというふうを受けとめさせていただきましたが、予算というのは事業を進める上での一つの大きな枠だろうとっております。その中でこういったことをしていくかということは、予算の中で日々考えていく—もちろん積算の部分でも予算を積み上げておりますけれども、そういうことだろうとっております。今回基本計画と基本構想について御報告をするわけなので

すけれども、これも今の段階での事柄、特に基本計画のほうにつきましてはこれからです。きょうは議会の皆様からの御意見も賜らなければならない場だと思っておりますし、市民の皆様からのいろいろな御意見もパブリックコメント等々でこの先お伺いしなければならないと思っております。それをどういった形で予算に反映させていくのかについては今後の予算のあり方の中で十分に検討できる事柄だろうと思っておりますので、同時並行というのは言葉が少し違うかもしれませんが、私どもはまず予算がないことには仕事できませんので、その中で十分対応させていただけることだろうというふうに思っております。

村石委員

環境部長が言われるように予算がなければ基本的なことを実行に移せないということはわかります。ですが、市の斎場というものは市民の財産であるわけです。いろいろな基本構想や基本計画というものは、住民の代表である議員に対して事前に報告をして、議員からの意見をもらって、変えるべきところは変えるということを当然にやるべきではないかと思うのです。例えば学校給食を民間委託にするときにも、6月議会に報告をしてから9月

議会の際に債務負担行為をして、というように議会に提案をして意見を聞くということになっています。今の場合はこういう姿勢が足りないと思うのですが、どうでしょうか。

環境部長

同じような答弁になるかもしれませんが、PFI手法を導入した新斎場の整備等々につきましては、平成28年12月定例会の厚生委員会での報告を、特に村石委員におかれてはどれくらいの濃度でお受けとめいただいたのか少しわかりませんが、私どもといたしましては、そこが厚生委員会の皆様の意見を賜る場だと思っておりますし、市民の皆様にもパブリックコメントを実施しております。今回の基本計画（案）につきましてはきょうがまさにその場であろうと思っておりますし、いろいろな御意見も賜るという場だと思っておりますので、議会とともにこの計画、構想については動いているという解釈でございます。

村石委員

最後のところはわかりました。

次の質問に入りたいと思います。事業内容の（1）提案審査委員会の開催なのですが、提案審査委員会というのはある意味での専門的な判断がかなり必要だと思います。その委員については、例えば富山市も加盟しております

す日本PFI・PPP協会といったところから委員を選出していただくということを考えておられるのでしょうか。

環境保全課長 今委員がおっしゃったとおり、専門的な知識が必要になると思いますので、法務関係あるいは会計関係の専門的な知識のある方にも外部から入っていただきまして、こういった組織を立ち上げていきたいと思っております。

村石委員 専門的な方を確保して内容を充実させるということが大事だと思いますが、委員の数は何名を考えておられるのでしょうか。

環境保全課長 5名から6名程度を考えております。

村石委員 いろいろと細かく議論をしていくためには地元でそういう方がおられれば何でも相談しやすいことから、県内の方でいらっしゃるかとということをぜひ考えていただきたいと思っております。

次にPFIアドバイザー業務委託について、このアドバイザーを誰にするかということを決めることになりましたが、決めるにはいろいろな方法があると思います。一般入札や指名競争入札、総合評価一般競争入札、プロポ

ーザル（企画提案方式）など、どの方式で委託業者を決める予定ですか。

環境保全課長 今現在、この可能性調査をしていただいている業者がいます。この業者につきましては、今回のことについてもともと専門的な知識があり、かつ今行っている可能性調査について得た知識がありますので、この業者との随意契約を予定しております。

村石委員 いろいろと書いてありますが、要するに報告事項のところにある一覧表を見ると、随意契約で行っているというところはなかなか少ない気がするのですが、違いますか。

環境保全課長 過去の実績を詳しく調べたわけではございませんけれども、斎場関係の中でそういった事例があるということは聞いた記憶があります。

村石委員 本当によい事業者であれば随意契約でも問題はないと思います。

最後になるのですが、事業契約締結に際していろいろと細かい仕様書のようなことを決めていくのですが、そのときに地域社会への貢献—地域の業者が入ったり、あるいは地域の雇用を考えてほしいなど、そういうこ

とを契約のときに入れている自治体もあります。富山市としてはそういうことは考えておられるのでしょうか。

環境保全課長 このアドバイザー業務委託の中にはそういったところを明記していく予定にはしておりませんが、公募をしたときに応募されてくる要求水準書の中では、地域貢献というところが選定する際のポイントになると思っております。

久保委員 議案説明資料8ページのエゴマについて、市の予算ですから、当然市が業務委託をされるということですね。(1)は富山大学や名古屋市立大学に委託をされると思いますが、そのほかの業務委託はどこにされる予定なのでしょうか。

環境政策課長 エゴマ6次産業化プラットフォーム推進業務委託につきましては、富山市エゴマ6次産業化推進グループへ委託することとしております。次にエゴマ国際ブランド確立業務委託につきましては、ジェトロ(イタリア部門)を予定しております。また、エゴマ市民普及啓発業務委託につきましては未定でございます。

久保委員 エゴマ6次産業化推進グループは、先日、市が事務局になっているというふうなお話も伺っております。そうすると、例えば一般管理費のあり方—事務というのは当然ながら市の職員が対応することになると思いますので、そのあたりは委託のときに十分配慮された上で積算されているのか教えてください。

環境政策課長 実施に当たりましては……

環境部長 多分、財布がどちらからなのかよくわからなくなるため、そこら辺の出入りをきちんとせよという御趣旨の御質問だと思っておりますが、事務局は一便宜上というのは言葉がちょっと悪いですが、やはり一番ハンドリングしやすいことから、富山市が事務局になっております。もちろん6次産業化推進グループという別の組織への委託ということになりますので、当然に起案や文書も富山市とは違うものでやりとりをしております。そのため、まざることにはならないシステムとなっておりますことを御理解いただければと思います。

久保委員 事務局は富山市が担っているのにもかかわらず一般管理費等が出ていることに対して、皆

さんから誤解や疑問を持たれないように、十分注意をしていただければと思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中環境部所管分の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号中環境部所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了い

たします。

次に、

富山市内斎場再整備事業基本構想について、
富山市斎場再整備基本計画（案）について、
順次、当局からの報告を求めます。

環境保全課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

鋪田委員　富山市内斎場再整備事業基本構想の中の大沢野斎場の説明で、環境保全課長から将来というお言葉がありました。策定されたものを見ておりますともう少し詳しく—これからも十分に使っていける、というような説明があります。ただ、老朽化が進むのは割と目の前という表現になっているような感じにとれるのですが、あくまでも今はきちんと使えるため、当分の間は問題ないというような認識でよろしいでしょうか。

環境保全課長　火葬件数につきましては平成52年から平成62年頃がピークになると思われておりますので、構想の全体的なことにつきましてはそのタイミングを見据えてということを御説明

させていただいております。大沢野斎場につきましても当然ピークを超えたところも視野に入れております。

村石委員　　まずは富山市斎場再整備基本計画（案）について、PFI手法を導入することは決定しているということですが、PFI手法についてはいろいろな方式があります。どの方式で行うのかということは今後検討されると考えてよろしいのでしょうか。

環境保全課長　　確かにPFI手法の中にはいろいろな方式がございます。建設した後に所有権をすぐ移転するようなものですか、あるいは一定期間運営してその後に所有権を移転するものなどさまざまなものがございます。可能性調査の中でもそういった事業に参入される方々の御意見を伺っております、建設して直ちに所有権を市のほうに移転するBTO方式を想定しております。

村石委員　　環境保全課長のお話ではPFI手法のBTO方式ということですので、施設所有は公共になる予定だとわかったのですが、栃木市の計画の方では、基本計画の中になぜその方式にするのかというしっかりとした理由づけがあ

りました。富山市ではどのような方式にされるのかという情報開示がされていないので、私たちにはよくわからないままです。他の自治体の施設がPFI手法を導入したのか、あるいは指定管理者制度—これはもともと資金も建設も自治体が行って運営だけが指定管理者—ということについても議論されたとは思いますが。2005年以降のことを調べてみますと、2005年以降に竣工した施設のうち、57施設は指定管理者制度を導入しています。一方、PFI制度を導入しているのは13施設です。だから全国的に見るとPFI制度を導入したほうが少ないというデータも間違いなくあるのです。そういうことから考えていくと、どのような根拠を持ってPFI手法のBTO方式を選択したのかということはどうしてもしっかりと開示すべきだと思いますが、環境部長はどのようにお考えでしょうか。

環境部長

先ほどの御質問に関連するようなお話になるかと思うのですが、富山市にはPPP事業手法検討委員会という組織がございます。行政管理課が所管しておりますが、これは富山市の斎場や他のいろいろな公共施設について官民連携の手法を協議・検討する場でございます。その中にはいろいろな御意見を賜ってい

ることは行政管理課から情報を入力しておりますが、この検討委員会という富山市の中でPPPに関する最も上位の機関での御意見の中で、BTO方式ということについては特に異論がなかったということです。村石委員はそれが公になっていないということを問題にされておられるのだと思いますけれども、富山市の意思決定の中でそういったものも十分に反映しながら、今こういった場や昨年12月の厚生委員会の中で御報告をさせていただいていると理解しております。

村石委員 私の手持っている資料ではBTO方式の場合、資金調達は「民間（公共）」と書いてあるのですが、資金調達は誰が行うことになるのでしょうか。

環境保全課長 資金調達は民間事業者が当然行うこととなります。ただ、施設整備の部分を全て民間で行うという手法や、あるいは起債を使う場合もございますので、そこはまだ決定されているものではございませんが、いろいろな手法があるというように思っております。

村石委員 今回の答弁で起債という言葉が出ましたので関連してお話しますけれども、これは結果論で

すが、合併後10年間に整備した場合は合併特例債が使えたのですが、それを使われなかったということは非常に残念だったという気がします。

次に、富山市斎場再整備基本計画（案）11ページに待合機能ということで部屋の名前が書いてあります。これについては基本方針の中にユニバーサルデザインということがしっかりとうたわれていますし、富山市内斎場再整備事業基本構想14ページには、自然災害に強く、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設としますと書いてあります。何を言いたいかといいますと、厚生委員会の視察で行った他市の施設にはキッズルームや赤ちゃんルームというものが設置されていたことから、こういうものも検討してほしいと思いますが、どうでしょうか。

環境保全課長 最終的な形につきましては事業者提案も上がってきますが、今であればユニバーサルデザインや高齢者にやさしいなどということは当然検討すべきことだと思っております。

村石委員 ぜひ検討していただきたいと思います。基本計画（案）12ページに待合室の規模が書いてあります。視察先の施設では待合室ごとに

いわゆる給湯器というか、給湯できるものがあったので、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

次に、多目的室や準備・控室の規模などいろいろとあります。例えば、待合室を幾つか借りて初七日の法要や食事をするなど、そういうことに使用できるようにした方がよいと思うのですが、現時点ではどのように考えておられますか。

環境部長

村石委員から今御質問がございましたのは、小規模な法要や葬儀等々についてという御趣旨だろうと思っております。昨年12月定例会の本会議で赤星議員の御質問にもその御主旨のことを少しお答え申し上げておりますが、今、民間の葬儀業者は大手の業者であっても大変小規模なものにも対応しておられるところがございます。富山市内でなりわいとして民業でやっておられる業者が数多くございます。その中で今度つくる新しい斎場で、胸を張ってこういうものができますというようなことは、民業圧迫という言葉で代表されたとおり、公共の立場としてはなかなか言いにくいと思っております。とは申せ、昨年12月定例会の本会議の答弁の最後には、生活困窮の方々の最期をみとる、そういった営みにつ

いては市としても考えなければならない課題であると考えております、というようなことを申しております。これから要求水準書ですとか募集要綱等々の中で、どういう書き方になるのかは別でございますが、まさに多目的という言葉をお含みいただければということをおもっております。今ほど申しました民間の事業者への刺激にあまりならないようにしながら、利用できますというくらいになるのかなという腹づもりとしております。利用料金等々の設定もこれからということになりますけれども、そういったことで行間を読んでもいただければと思っております。行間というよりほとんど言ったようなものですがけれども。

村石委員

まことによくわかる答弁をありがとうございました。私が見た栃木市の斎場のパブリックコメントでも、公の斎場に式場を置くことは民業圧迫ではないかという意見がありました。ただ、市は低所得者の方もおられるため、民間を使いたい方は民間を使えばよいという意味から民業圧迫にはならないと考えていたという紹介もさせていただきたいと思っております。

環境部長

今御紹介の事例につきましては、決して視察をされた都市のことを批判するわけではござ

いませんが、やはりその市その市の考え方というものがございます。御視察になられた市では民業圧迫にはならず、選択肢が広がるというような方向で捉えられて新斎場にそのような整備をされたのだらうと承知をいたしますが、富山市におきましては、これは斎場のみならず、民間でできるものにはなるべく公共は手を出さないというようなことで整理をされています。もちろん例外もございませうけれども、民業圧迫ということに非常に配慮した仕事の進め方ということでございます。かといって決してやれませぬということではないということも、まさに行間を読んでいただきたいなと思います。使えるのかと問われれば、こういう部屋もありますよという御紹介をすることはやぶさかではないということで御理解を賜りたいと思っております。

有澤委員

婦負斎場のことについてちょっとお伺いしたいと思います。富山市内斎場再整備事業基本構想の中に婦負斎場のことについて触れているのですが、大規模改修から17年が経過しているとか、耐用年数が15年から20年であるためそろそろ大規模改修の検討が必要な時期に来ていると明記してあります。今の時点で具体的に検討されていることがあればお

聞かせください。

環境保全課長 具体的なところにはまだ入っておりませんが、ずっと使い続けてきている施設でございますので、可能性調査の中でこういった状況なのかを把握してございます。今は何をするにしてもまずは富山市斎場ですので、婦負斎場も施設の的に問題があるというか、この後そういうことになるということがわかっておりまして、具体的な計画がない中でも考えなければならぬというように思っております。

環境部長 環境保全課長の答弁に若干補足させていただきます。富山市斎場をまず仕上げるということはそのとおりでございますが、北部以下の3つの斎場につきましてはその後、火葬件数の動向や老朽度の度合い、修繕の箇所などを見ながらでございます。委員会資料2ページの婦負斎場のところには、利用者の地域性が高いという表現をしておりますが、まさにそのとおりであろうと思っております。そういったことから、富山市斎場が終わってすぐに婦負斎場を改修するということにはならないと思いますが、これは順調に使っていかねばならない施設ですし、必要な修繕は議会にも予算という形でお願いをすることになる

だろうとっております。北部斎場や大沢野斎場も当然でございますが、必要な修繕の中には「大」というものがつくような修繕が何年かに一度はあるかもしれません。しかし、これは市民にとって必要不可欠な、皆さんが1回はお世話になる施設でございます。きょうは火葬炉の調子がちょっと悪いからお休みですということはまかり通らない施設ですので、市としては予防修繕というようなことも念頭に置きながら、まだ少しできるのだけど、だましだましやるかということにはならないのかなと思います。斎場についてはそういう方向で動いていきたいということで御理解を賜りたいと思います。

有澤委員

わかりました。すぐにとということにはならないかと思しますので、ぜひまた御検討いただければと思います。加えて、私もいずれここでお世話にならなければいけない立場でございますので、末永く稼働してくれればと思います。

次に、婦負斎場の婦負という名前については、この斎場が婦中地域、山田地域、八尾地域にちょうどまたがるところにできているため、旧婦負郡の婦負をとったという名前の由来があります。しかし、合併して十余年もたちま

すので、名前をそろそろ変更されてはどうか
なと思っているわけです。かつての婦負農業
高校は富山西高校に変わっていますので、北
部斎場があることから、できれば西部斎場く
らいに名前を改められてはいかがかなと思
います。かつて名前をつけられた時代の方たち
というのは、婦負という言葉にすごく誇り
をもっておられることも事実ですが、やはり
新しい時代に入ったということで、婦負の冠
をそろそろお取りになられて西部斎場とい
う名前にいつか改めるといようにお考えに
なられてはどうですかということをお提案
申し上げたいと思います。

環境部長

この4つの斎場の中には、合併前の旧町村
の斎場もございますが、私の承知している
ところによりますと、合併協議の中で一
斎場については名称も含めてだろうと思
っておりますが一そのままということ
でした。サービスに若干違いはござ
いますが、合併前のものをそのまま
新市に引き継ぐというようなことで
して、名称もその通りであろうと思
っております。今、有澤委員も言
われましてけれども、合併した際
の新市の一体感の醸成などという
言葉は時代遅れだと個人的には思
っております。醸成はもう十分に
済んだことだろうと

ということからの御提案といたしますか御意見と
いうように承りました。少し内部で協議させ
ていただければと思っております。

久保委員

委員会資料5ページの火葬場使用料等のところ
には、新斎場供用開始後もこれまでどおり
減免措置を継続し、全額免除としますと記載
してありますし、参考資料の基本構想12ペ
ージにも火葬場使用料のただし書きには減免
措置により全額免除とあります。他都市を見
ると既にゼロと設定しているところもありま
すので、減免措置という手法をとられている
理由を教えてください。

環境部長

条例の別表の中に火葬場使用料の記載がござ
います。内部でも少し議論をいたしました。免
除しているのだから富山市民はゼロという
表記もどうかということもありました。ただ、
実を言うと、いつまでもゼロなのかという
議論もございまして、将来一すぐそこの将来
か遠い将来かはわかりませんが、そのときに
条例改正すればいいだろうという議論もある
かとは思いますが、今は料金を設定し
ておいて減免としており、もし何かがあれば
減免を外して富山市民にも一定の御負担をし
ていただくというようなことも含みとして残

すということから、こういった表記になっているということで御理解をいただきたいと思
います。富山市の中ではそういった整理をさ
れております。

久保委員

資料からは読み取れなかったのですが、市外
の方が利用される際は大変高額な使用料をと
られる場合があると思います。他市の事例で
は載っていましたが、視察に行ってきた越谷
市は市民以外には8万円を負担していただく
ということでした、そのようなところもあり
ます。斎場について調べてみますと、上市町
には斎場一火葬場がありますが、立山町や舟
橋村にはないことから、使われるときには広
域の取組みもされていると思います。料金で
差をつけていくのか、それとも建設時にある
程度広域で検討する計画があるのか教えてく
ださい。

環境部長

富山市民以外の方の使用料につきましては、
非常にナイーブな問題だろうと考えておりま
して、これから関係自治体とはお話をしてい
かなければならない事柄だろうと思ってお
ります。現況を言いますと、条例上の別表です
と富山市民は一全額免除ですけれども一1万
円です。市外の方は3万5,000円となっ

ております。立山町民の方につきましては3万5,000円ではなく1万5,000円であり、これはある意味での減免ということですので。今の斎場を建てたときのいろいろな取決めや覚書等々でそういったことになっております。新しい斎場でどのような数字になるのかというのはまだ全く白紙の段階でございますが、今現在、料金で少し差があるのは立山町民の方です。舟橋村やその他の方々については3万5,000円というようなことになっておりますが、これをどうするのか一どの範囲まで広げるのかまたは狭めるのか—ということは、報道機関もおられるので事柄を慎重にお話ししなければいけません。全く白紙であり、フラットです。富山市民を全額免除するという事しか決まっておりません。現行の3万5,000円をどうするのかということも今後決めるということになります。

久保委員

越谷市と一宮市へ視察に行ったときに動物炉も見てきました。確認なのですが、富山市内でペットを飼われている方のペットが亡くなった場合は、処理というと大変言葉が悪いのですが、どのようにされているのか教えてください。

環境保全課長 富山市内にはペット葬儀社がありまして、そういったところに持ち込む処理ルートが1つと、その他であれば一般廃棄物の処理ルートに乗って処理されるという2つのルートがあります。

久保委員 一般廃棄物というといまいちぴんとこないのですけれども、決して、袋に入れてごみの日に出すわけではないですよ。

環境センター業務課長 中にはそのまま袋に入れてステーションに出される方もいらっしゃいます。それ以外は、やはり民間の業者さんにお任せするという事です。

久保委員 今、ペットも大変増えてきておりますし、ペットを家族のようにかわいがっておられる方もいらっしゃるわけです。動物炉に関しては、一宮市の場合は1,000円で火葬をしていますが、収骨はできません。民間企業は3万5,000円でサービスを提供していますが、市はあくまで合同で火葬して、その骨はそのままお寺に送るといような手続をされているということです。一方、越谷市は1件ずつ収骨ができますし、体重ごとに分けて使用料をいただいて火葬をしているということでした。

た。富山市においても民間があるので民業圧迫にならないようにという他方で、高額なものは払えないのだけれども、やはりかわいい我が家族を何とか火葬してあげたいというような思いや収骨をしたいというようなニーズも出てくるのかなと思います。しかし、今回の基本構想等を見ても動物炉については一言も記載がないものですから、これは今後検討いただけるのかどうか、ぜひ検討いただきたいということで、環境部長に一言いただければと思います。

環境部長

心情論と現実の話は分けて考えなくてはならないだろうと思っています。家族や子どもと同じような、それ以上の扱いをしていたペットが亡くなられたときの飼い主の御心情に関しては、察するに余りあることだと思っています。人間と一緒に火葬をして収骨までできればというお気持ちは理解できます。しかしながら、先ほども委員の方からお話がありましたけれども、民間の業者がペットを火葬するというところで業務を行っておられるわけでございます。料金設定をどうするのかということで業者との選択肢があるのかもしれませんが、今回の新しい富山市斎場の炉につきましては動物炉を設けないという方針でござ

います。御理解を賜りたいと思います。

久保委員

ここは、私には御理解はできません。例えば、いろいろなものと一緒に燃やされるというところにすごく抵抗があったり、お別れをする場所がごみ処理場だったり、地域のごみ捨て場では、市民の心情としてどうしても耐えがたいものがあると思います。動物炉のあり方についてはもちろんあるのですけれども、時代も変わってきておりますし、ぜひともこういう意見があったということで、今後構想の中で再度検討だけはしていただきたいと思います。その上で、できない場合はできない理由もまたお伺いしたいと思います。このことに関してはペットを抱えておられる多くの市民の方が苦しい思いをされています。民間のところに持っていける方はもちろん民間に持って行っていただければと思うのですが、市としてペットを飼っておられる方に少し御配慮等をいただければと思いますので、改めて御検討いただけるという回答を環境部長にお願いします。

環境部長

検討するという答弁をできるのかどうかは、今から話しながら考えます。先ほどの小規模の法要の話とメカニズムは少し似ているのか

なと思っておりますが、お金を払ってでも民間のところで丁寧に最期を見届けたいという方が心ある飼い主だろうと思います。借金をしてでもやるのが本来の飼い主だろうとまで言うのは暴論かもしれませんが、ごみ袋に入れて一般のごみと一緒に捨てるなどという飼い主は、そもそもペットのことを語る資格はないと思います。少し暴論かもしれませんが、そういったことから新しい富山市斎場においては、これは別にだめだという論調ではないですけれども、消極的理由一民業がありますので、ないのであれば富山市が公共の責務として動物炉を設置しなければなりません、あるのですから、そこは親から借金をしてでも持って行っていただきたいというのが思いでございます。

松井委員

今、環境部長の答弁を聞いていて思ったので一言言わせていただきますけれども、先ほど久保委員が言っていた一宮市や越谷市は、動物炉に関してはあくまでも民間の市場を調査した上で合同の炉や単独の炉にするということを決めておりますので、検討する際は富山市の民間のことを調査した上で判断していただきたいと思います。先ほど何度も言われておりましたが、視察先では動物の葬送習慣が

変わってきていることも恐らく踏まえた上で検討して選んでおられました。富山市でも検討する上ではそういうことをしっかりと調査していただきたいと思います。

次に、行間を読んでほしいと言われましたので質問するのはやめようかと思っていたのですが、斎場を持っているところと持っていないところ—2種類の両極端なところを見に行ってきたのですが、式場を持っているところで一番言われたのが、式場を持っているおかげで収入があるということです。修繕の費用がいずれかかったときにこれがないと思うと大変だという話が切実な感想として出ておりました。PFI手法で実際にされている行政の方の意見として、そういったものもありました。何度も行間を読んでと言われていたので、そういったことも念頭に置いて、どのようにしていけばいいのかということも検討をさせていただきたいと思います。

環境部長

本日は富山市斎場再整備基本計画（案）について議会の御意見を承る場として、今まさに御意見があったということだろうと思っております。この御意見をどのような形で反映するのか、またはしないのかにつきましては、検討させていただくというように私の気持ち

が固まりましたので、お二方についてはそれで御理解を賜りたいと思います。こういう場がまさに議会の御意見を賜る場で、いろいろな意見が出てくるということは私どもにとってもありがたい場であると思います。受け入れるのかどうかは内部の協議ではありますが、御意見があったということは踏まえますので、よろしく願いいたします。

江西委員

基本構想17ページに、新しい斎場は友引に稼働しない、炉を開かないということが記載してあります。先ほどは婦負斎場の件で、突然きょうはだめですよということはいけないという話がありましたが、大沢野斎場では友引に10日間稼働しています。これは、最近多様化している中で増えてきた日数なのか、それとももともと大沢野地域でのニーズがあって稼働した日数なのか、これについて教えてください。

環境保全課長

大沢野斎場の友引の開場については、合併前からのやり方を受け継いでおりますので、旧大沢野町時代から行われてきています。

環境部長

友引は1年に何日あるのかはわかりませんが、江西委員の質問の御主旨は、友引での営業日

数はだんだん増えてきているのかどうか、そういった傾向は何かあるのかということだろうと思っております。友引の営業実績の統計はないと思いますので、ちょっと調べさせていただきたいなと思っております。

江西委員

基本構想を見ると実稼働日を元旦と友引を除く305日と設定と書いてあるものですから、友引が59日一週に1日以上ペースであるのだなと思うわけです。いわゆる仏教徒には友引というのはものすごく影響があると思うのです。私は仏教徒なので友引をまたいのような気がするのですが、私たちからしたら北部から西番までものすごい距離を雪の中に移動したわけです。こだわらない方からすると、友引にやっていればこんなことにはならなかったのかもしれないというのがありますので、そのあたりはよく調査・検討をお願いします。これでプロポーザルで決められると、友引はやらないものですよということでスタートしていくと思うものですから、一度、友引の検証もしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

鋪田委員

富山市斎場再整備基本計画（案）12ページの霊安室の規模というところに、外部の目に

触れることなく霊安室からエレベーター等經由して多目的室へ直接移動というように書いてあるため、今までずっとこの行間を読んでいたわけです。基本計画（案）17ページにイメージ図がありまして、この多目的室というものは、グレーで柱が3つほど並んでいる1階の真ん中の場所という理解でよろしいでしょうか。

環境保全課長 多目的室は2階一平面図の緑色の部屋になります。

鋪田委員 そうしますと、もう少し広いスペースが必要なのかなと思うのです。あまりそこだけにコストをかけるわけにもいきませんが、大規模災害の際に当該被災地だけでは遺体の火葬ができないということもあったことから、新たに整備するときにならったときのために遺体をお受けすることもどこかで考えていかなければいけないかなと思ったわけです。この点について対応はどのようにお考えですか。

環境部長 鋪田委員から御指摘がありました首都圏直下型地震、南海トラフ地震等々で大変多くの犠牲者が出たときの受入先の一つとして、被害のない火葬場に御遺体が集まるということは

容易に予想されるところでございます。そういった御遺体の一時的な霊安室というものも、この多目的室の1つの機能としてはあるのかなと思っております。どの程度の大きさが適当なのか、それから御遺体を上げるひつぎが入るエレベーターを用意しなければいけないですとか、2階に多目的室があるのはあくまでもイメージでございまして、2階で本当にいいのかという議論は今御指摘をいただいたことを参考にさせていただきたいと思っております。ただ、そういったことは主な用途にはならないわけですが、万が一の時の用途の1つではあるかと思っておりますので、そのためにはどの程度の大きさが必要なのかということとは少し考えさせていただきたいと思っております。

鋪田委員

めったにあることではないので当然そうなのだと思います。会派の視察で行った一宮市の斎場では、2階にある程度多目的に使える待合室や会議室がありました。ただし、エレベーターが人間用のエレベーターであったため、設計するときにはひつぎが入るサイズのエレベーターを検討したらよかったと言われました。もし災害が起こったときに御遺体を受け入れる体勢をとるためにもエレベーターの改修が必要かなというように言っておられたの

で、そのことも含めてまた御検討いただければと思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

木下委員 自転車市民共同利用システムーアヴィレに関してお聞きします。アヴィレは屋外に設置されていますので、今年のように雪が多く降った場合の管理はどのようにされているのかお聞かせください。

環境政策課長 そのままになっております。

木下委員 自転車に雪が積もったままで、利用しようという方は雪を自分でよけてという形になるのでしょうか。

環境政策課長 雪が積もっていると利用ができないのではないかと思います。

木下委員 大分解けてきた場合の話になるのですが、とりあえず手入れなどはされないでそのままになっているということでしょうか。

環境政策課長 絶えず整備は行っております。

木下委員 アヴィレだけではなく、他の政策に関してもそうなのですが、費用対効果という見方があると思います。アヴィレを導入して以降、市民の方から何か声を聞いたりするようなことはされているのでしょうか。

環境政策課長 アンケートを行っているのかということについては、今のところは行っておりません。

木下委員 それぞれの政策が市民や来街者にどのように受けとめられているのかということもあるかと思いますが、この政策については意見もお聞きしながらやっていただければと思います。

委員長 ほかに意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ

ます。

以上で、環境部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。

ここで、委員長報告について御相談いたします。

ここで、委員長報告について御相談いたします。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、平成30年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

平成30年3月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 堀江かず代

署名委員 木下章広

署名委員 江西照康